定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年九月十六日

茨城県取手市藤代南一丁目五―一原ビル二〇二　株式会社速記センターつくば

代表取締役　渡部　雅史

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年九月十六日

千葉県成田市古込一六四番地　コスモ企業株式会社

代表取締役　斎田　政夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年九月十六日

東京都荒川区東日暮里二丁目二七―一　株式会社ヤシマ

代表取締役　浅田太一郎

限定承認公告

本籍埼玉県さいたま市岩槻区大字金重一〇九番地二二三、最後の住所千葉県市川市大野町四丁目三二一五番地一二

被相続人　亡　馬場　吉信

右被相続人は平成二十六年七月十一日死亡し、その相続人は平成二十六年九月四日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十六日

千葉県市川市大野町四丁目三二一五番地一二

相続財産管理人　馬場　玲子

限定承認公告

国籍アメリカ合衆国、最後の住所東京都渋谷区代々木四丁目二六番一〇―三〇一号

被相続人

亡　ダカティー，リチャードジョセフ

右被相続人は平成二十五年六月十八日死亡し、その相続人は平成二十六年八月二十九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十六日

東京都板橋区高島平二丁目三三番一―九二七号

相続財産管理人

ダカティ　ジェイムス　フィン

限定承認公告

本籍東京都江戸川区松江四丁目五六一一番地、最後の住所千葉県八街市八街ほ一〇四三番地三九

被相続人　亡　久保田政廣

右被相続人は平成二十六年六月六日死亡し、その相続人は平成二十六年八月二十二日千葉家庭裁判所佐倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十六日

神奈川県川崎市麻生区片平三―一五―五

相続財産管理人　久保田政輝

東京都中央区日本橋人形町一―六―二安井ビル五階　代理人弁護士　末川　吉勝

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による志太広域都市計画事業水守土地区画整理事業の左記に記載する者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　志太郡広幡村水守二七番地

氏名　無限責任廣幡村水守負債整理組合

二　通知の内容

志太広域都市計画事業水守土地区画整理事業の換地計画において定められたあなたの関係事項は、別紙明細書及び換地図のとおりであります。

よって土地区画整理法第百三条第一項の規定により通知します。

教示

この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に静岡県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。なお、通知があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると、審査請求することができなくなります。）

また、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に藤枝市水守土地区画整理組合を被告として、行政事件訴訟法による取消の訴えを提起することもできます。（なお、通知があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であってもこの通知の日の翌日から起算して一年を経過すると、取消しの訴えを提起することができなくなります。）

なお、各筆各権利別清算金明細書、換地図は省略し、それらを静岡県藤枝市八幡七五番地の二の藤枝市水守土地区画整理組合事務所掲示場所において掲示する。

平成二十六年九月十六日

志太広域都市計画事業水守土地区画整理事業

施行者　藤枝市水守土地区画整理組合

代表者　理事長　望月　秀希

第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年十月二十日をもって第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、平成二十六年十月二十日時点で、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年九月十六日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング

トウキョウマリン・フィナンシャルソリューションズ・リミテッド（東京支店）

取締役　東京支店長　星　祐輔

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年十月十七日をもって第二種金融商品取引業を廃止することと致しました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告致します。

平成二十六年九月十六日

東京都港区西麻布一丁目三番一〇号

アール・エー・アセット・マネジメント株式会社

代表取締役　室田　一治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asuna-accounting.com/company/bti.html

平成二十六年九月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

ビーティーアイ・プロパティ・ワン特定目的会社

取締役　横山榮一郎

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月十六日付第二〇五号九

六ページ●同日付政府調達第一七四号三ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）